

# 公立大学法人前橋工科大学産官学連携コーディネーター業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

公立大学法人前橋工科大学産官学連携コーディネーター業務の企画提案を募集します。

## 1 事業名

公立大学法人前橋工科大学産官学連携コーディネーター業務

## 2 事業の趣旨

公立大学法人前橋工科大学（以下、本学という。）では、企業や市民の皆様からの窓口として地域連携推進センターを設置し、本学の有する教育や研究の成果を地域及び産業の振興に寄与することを使命の一つと考えています。特に企業が抱える課題については、課題解決に向け本学の持つ専門的知識を生かすことで、地域及び産業の振興に寄与できると考えています。

企業と本学教員を結びつける、専門的知識を有する産官学連携コーディネーターの設置は、地域企業の技術課題等の解決と活性化、本学の知的資源の地域還元に資することを目的としています。

## 3 事業の概要及び内容

※詳細については、別添仕様書（案）を参照してください。

## 4 予算上限額

2, 500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務実施期間

- ・事前準備期間 契約締結日から平成30年9月30日まで
- ・業務期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

## 6 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者としします。

- (1) 平成30・31年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けていること、及び当該認定を受けた品目に「（大分類）検査・分析・調査（小分類）調査・研究（シンクタンク）」が含まれていること。
- (2) 群馬県内に事業所を置き、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者

等をいう。) でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく前橋市への入札参加の制限を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。

## 7 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表：平成30年6月18日(月)

応募書類受付期限：平成30年7月20日(金)(17:15必着)まで

審査会：平成30年7月27日(金)(予定)

契約締結：平成30年8月3日(金)(予定)

## 8 応募の手続き等

### (1) 提出書類

「6 応募資格」をすべて満たす者で本プロポーザルに応募する者は、次のとおり書類を提出してください。

①応募申請書(様式第1号)

②応募資格の要件をすべて満たす旨の誓約書(様式第2号)

③企画提案書表紙(様式第3号)を付けた企画提案書

④経費見積書(様式任意)

⑤企画提案応募者の概要を説明したもの(パンフレット及びリーフレット等)

⑥国税及び地方税に関する完納証明書

### (2) 企画提案書について

提案書の様式は任意とします。サイズはA4版(横向き)とし、横書き、両面印刷で作成してください。

表紙には企画提案書表紙(様式第3号)を使用し、以下①～⑨の事項について番号順並びに具体的に記載してください。

①企業概要(企業名、代表者名、所在地(本店、支店)、資本金、設立時期等)

②事業の趣旨及び目的に対する認識

- ③具体的な企画提案内容（狙い、手法、実現性、自由提案等）
- ④事業実施スケジュール
- ⑤実施体制の構築（事業者社内（バックアップ体制含む。）、他企業との関係等）
- ⑥他の業務との兼ね合い
- ⑦見積りの妥当性
- ⑧類似事業の実績
- ⑨担当予定者の業務実績及び経歴

※⑧、⑨においては、地方自治体、特に群馬県内での類似事業があれば積極的に記載してください。

※上記提出書類の他に、審査選考上、本学が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 提出部数

10部

(6) 応募書類の配布方法

本学ホームページからダウンロードしてください。

※窓口での配布はいたしません。

(7) 受付期間

平成30年6月18日(月)～平成30年7月20日(金)（17時15分必着）

(8) 受付場所

前橋市上佐鳥町460番地1

公立大学法人前橋工科大学事務局 地域連携推進センター事務室

(9) 提出方法

① 持参の場合

土日曜祝日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参してください。

② 郵送の場合

事前にその旨を本学担当者に連絡した上で、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送してください。

なお、応募申請書提出期限を過ぎて到着したものは失格とします。

(10) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。（本学が補正等を求める場合は除きます。）

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

#### ④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

#### ⑤ 辞退

応募申請後、応募を辞退する際は、事前にその旨を本学担当者に連絡した上で、本学理事長宛に辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を速やかに提出してください。

## 9 質問受付及び回答

### (1) 質問受付期間

平成30年6月29日（金）17時15分まで

### (2) 質問の様式及び方法

質問票（様式第4号）に記載の上、電子メールで「chiiki@maebashi-it.ac.jp」宛にご提出ください。

なお、「件名」のはじめには【質問：産官学連携コーディネーター事業】と記載してください。また、電子メール送信後は電話で到達確認をしてください。

### (3) 質問に対する回答

質問受付後、平成30年7月6日（金）までに全ての質問に対する回答を本学ホームページに掲載する予定です。

## 10 審査

提出された書類に基づき、企画提案に関するプレゼンテーション審査を行います。企画提案にかかる内容及びその質疑応答の結果を踏まえ、最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

### (1) 審査委員会

選定に当たっては、審査委員会を設置し、委員会が次の審査基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の審査の結果及び意見を踏まえて、契約の優先交渉者を選定します。

### (2) 審査基準

「8 応募の手続き等（2）①から⑨」に掲げる項目を総合的に審査し、評価の高いものを選定します。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ① 応募資格要件を欠くもの、または欠く状況になったもの
- ② 提出書類に虚偽又は不正のあったもの
- ③ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④ 複数の申請を行い又は複数の企画提案書を提出したもの
- ⑤ 予算上限額を超える見積金額を提示したもの

⑥ その他選定に係る不正行為があったもの

### (3) プレゼンテーションの実施

企画提案者によるプレゼンテーション審査を行い、優先交渉者を決定します。なお、プレゼンテーションには本委託業務担当予定者も必ず参加してください。

#### ① 日時

平成30年7月27日（金）午前10時から（予定）

#### ② 場所

公立大学法人前橋工科大学

#### ③ 出席可能人数

3人以内

#### ④ 説明時間等

(ア) プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行ってください。

(イ) 説明時間は15分以内とし、説明終了後、5分間の質疑応答を設けます。

(ウ) 説明順は、原則として参加申込書の到着順とします。

#### ⑤ その他

(ア) プレゼンテーションの詳細については、参加申込者に改めて連絡を行います。

(イ) 電源ドラムとスクリーンは本学で準備します。パソコンやプロジェクター等、その他に必要な物は、各自で準備してください。

### (4) その他留意事項

#### ① 審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

#### ② 審査結果の通知及び公表

審査結果は平成30年8月1日（水）までにすべての応募者に通知します。同時に、本学ホームページにおいても公表します。

## 11 契約手続き

(1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容、仕様書及び金額は本学との交渉により決定します。

(2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

(3) 当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱細則第34条第1項に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

(4) 委託金額の支払いについては、原則として精算払いとしますが、事業を実施するうえで毎月払いが必要な場合は、本学と協議してください。

## 12 その他

- (1) 受託者は、原則再委託はできません。ただし、事業実施のためやむを得ない理由があると認められる業務の一部については再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて本学に協議し、その承諾を得なければなりません。
- (2) 本プロポーザルにおいて、本学の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行いません。また、応募者が1者の場合であっても、本学の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定します。
- (3) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとします。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 本事業により得られた成果（著作物等）及び情報等については、本学に帰属します。

## 13 別添資料等

- (1) 公立大学法人前橋工科大学産官学連携コーディネーター業務仕様書（資料1）
- (2) 応募申請書（様式第1号）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 企画提案書表紙（様式第3号）
- (5) 質問票（様式第4号）

## 14 提出先・問い合わせ先

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

公立大学法人前橋工科大学事務局 地域連携推進センター事務室

電話番号 027-265-7361

E-mail : [chiiki@maebashi-it.ac.jp](mailto:chiiki@maebashi-it.ac.jp)